

アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業実施要領

令和3年2月18日付2産労観企特第5号

(目的)

第1条 この要領は、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業実施要綱（令和3年2月18日付2産労観企特第4号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施するアンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業（以下「本事業」という。）の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(公募に関する内容)

第2条 実施要綱第5条に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 募集対象事業者

募集の対象事業者は、次のア及びイに掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、代表事業者と連携事業者で構成されるグループ（以下「グループ」という。）で実施することも可能とするが、その場合はウの要件を満たすものとする。

ア 都内に活動の拠点を有し、かつ、法人格を有する組織であること。（法人格を有していない場合は、民主的な意思決定機関（理事会、総会、運営委員会など）が置かれ、定款又はそれに準じる会則などを定めていること。

イ 常時連絡可能な事務局体制が整えられていること。

ウ グループの場合、その代表事業者はアの要件を満たすものとする。代表事業者は、グループを代表して事業を取りまとめ、事業の進行管理及び負担金に係る一切の責任を負うものとする。また、グループはイの要件を満たすとともに、共同して実施要綱第2条第1項に定める対象事業を実施すること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、本事業に応募できないものとする。なお、応募後に次のいずれかに該当することが判明した場合は、応募受付を取り消すものとする。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

ウ 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者

エ 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、

破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者

オ 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者

カ その他、知事が適切でないと判断する者

(3) 応募内容

応募内容は、以下のアからウまで掲げる全てに該当するものとする。

ア 実施要綱第3条に定める条件を満たすものであること。

イ 未発表のものであること。

ウ 本事業の実施開始予定日（令和3年7月19日（月）頃）から確実に実施開始可能と認められること。

(4) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参するものとする。

ア 応募書類

提出部数は、2部（正・副）とする。ただし、（エ）事業提案書については、紙媒体10部及び電子データを提出するものとする。

(ア) 応募申請書（第1号様式）

(イ) 経費内訳書（第2号様式）

(ウ) 申請者の概要（第3号様式）

(エ) 事業提案書（都で行う実施会場の確保、整備等の内容は除く。）

事業提案書の作成に当たっては、仕様書に基づき、下記事項を必ず記載すること。なお、事業提案書の様式はA4サイズで作成すること。縦・横は問わない。

①本事業のコンセプト

※本事業のあるべき姿等について独自の分析を行い設定すること。

②運営体制と事業実績

- ・事業の運営体制（人員配置、役割分担）。再委託の場合は再委託先を含む。
- ・事業責任者及び本事業に関連する業務に係る実績
- ・事業全体のスケジュール

③売り場開設に係る企画提案

- ・売り場のデザイン及びレイアウトの提案（複数案）、デザイン及びレイアウトの考え方（実施の際のデザイン及びレイアウトは都と協議の上で決定する。）
- ・開設スケジュール
- ・想定される申請書類の一覧

④売り場運営に係る企画提案

- ・売り場運営等の事業計画及び業務体制
- ・販売スタッフへの指導及び管理方法（研修も含む。）

- ・ 想定する取扱商品及び陳列・訴求方法
※商品選定では、本事業の目的達成を考慮すること。また、都が示す道府県担当者との調整を行うものとする。
- ・ 商品の仕入れ及び管理方法
- ・ 決済方法及び会計管理
※想定する決済方法・種類を記載すること。
- ・ 販売促進に係る企画提案

イ 応募先

東京都産業労働局観光部企画課

ウ 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(審査結果の通知)

第3条 実施要綱第6条による審査結果については、本事業の応募者全てに通知する。

- 2 実施要綱第6条により、事業者と決定した者が辞退した場合は、順次繰り上げを行うものとする。

(事業の実施)

第4条 実施要綱に定める本事業における全国各地の特産品販売に係る商品の仕入れ、販売を行う事業者として決定された者は、アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業費負担金交付要綱（令和3年2月18日付2産労観企特第7号）に基づき、知事に負担金の交付を申請することができる。

- 2 本事業の負担金の対象期間は、令和3年度の負担金交付決定の日から、東京の産業等の魅力発信イベント（仮称）終了まで（事後処理期間も含む。※令和3年9月末を予定）とする。

- 3 事業の実施期間は、令和3年度の負担金交付決定の日から、東京の産業等の魅力発信イベント（仮称）終了まで（事後処理期間も含む。）とする。

(その他)

第5条 その他本事業の運用に必要な事項については、別途定める。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行する。